

第13回 地域肝炎治療コーディネーター教育セミナー

大分県の肝炎総合対策について

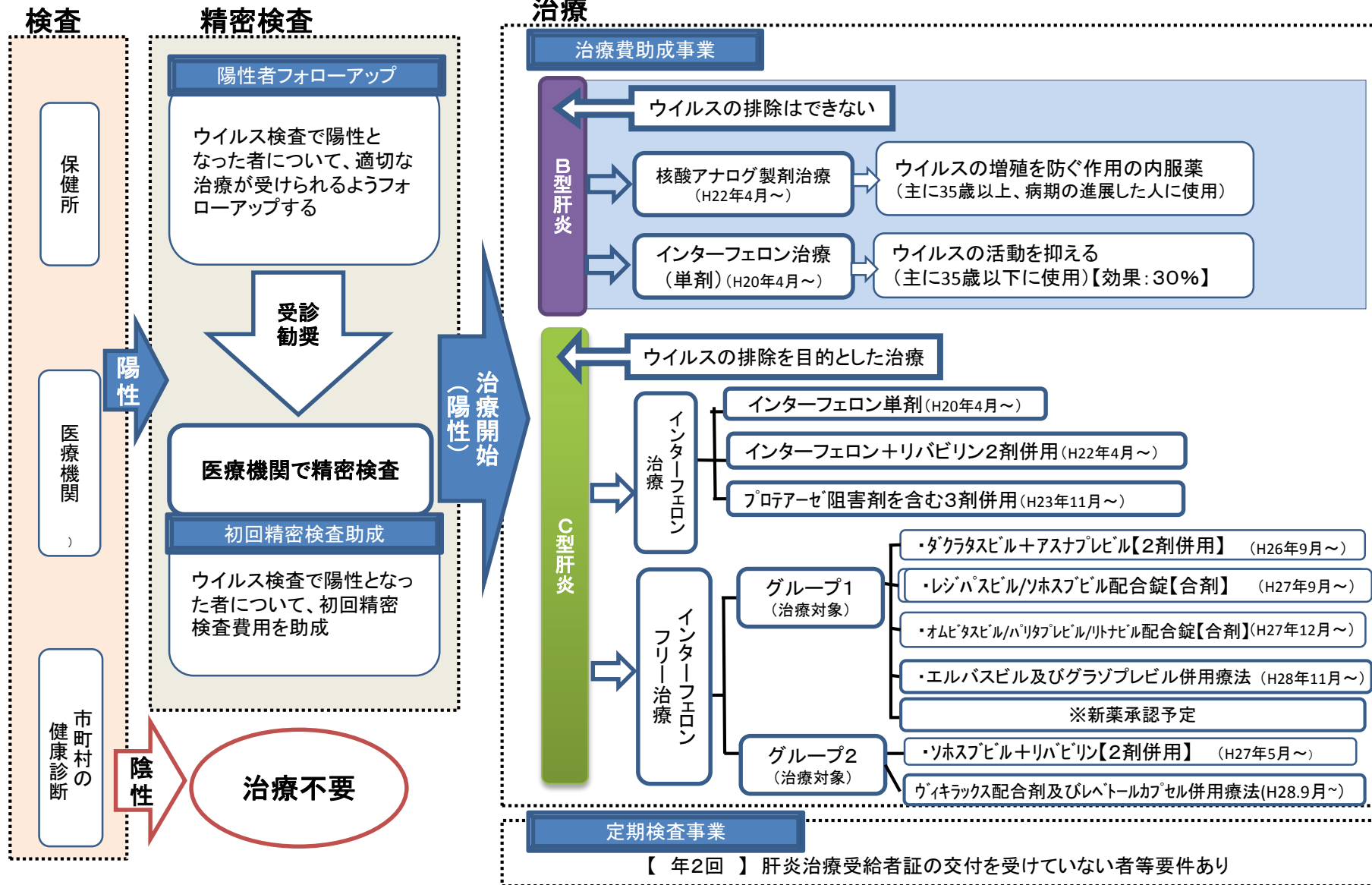
- 1 肝炎総合対策推進事業の概要について
- 2 肝炎医療コーディネーターについて
- 3 身体障害者手帳の認定基準の見直しについて

大分県福祉保健部健康づくり支援課

秋月 敬子

肝炎総合対策推進事業の概要について

肝炎総合対策推進事業の概要



C型肝炎: 血液を介して感染(ピアス、入れ墨など) ⇒ 治療によりウイルスの排除ができる。

B型肝炎: 血液、体液を介して感染(ピアス、性行為など) ⇒ ウイルスの排除はできないが、治療により重症化(肝硬変、肝がん)を予防できる。

※また、早期検査の実施により、自分の感染を知ることによって他人への感染を防ぎ、新たな感染者の発生を防止できる。 ⇒ 医療費抑制につながる。

ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業等(H28概要)

肝炎ウイルス検査

【重症化予防推進事業】

- 実施主体: 県・保健所設置市
- 対象者: 検査を希望する者

- ①保健所実施分
・県保健所(6か所)、大分市保健所
- ②医療機関委託分
・約450県内協力医療機関

【健康増進事業】

- 実施主体: 市町村
- 対象者: 市町村区域内に居住する者で満40歳
過去に検査を受けたことのない満41歳以上の者で検査を希望する者

陽性者フォローアップ事業

【重症化予防推進事業】

- 実施主体: 県・保健所設置市
- 対象者: 検査が「陽性」の者で
本事業に同意した者

- ①県保健所(6)、保健部(3)
・初回精密検査の案内
・医療機関受診状況等調査票の送付と
回収(1回/年)
・定期検診の案内(1回/年)
- ②大分市保健所

【健康増進事業】

- 実施主体: 市町村
- 対象者: 検査が「陽性」の者で本事業に同意した者

初回精密検査・定期検査事業

【重症化予防推進事業】

○実施主体: 県(ウイルス疾患指導料及び検査に関連する費用として県が認めた費用を助成。)

①初回精密検査事業(無料)

- 対象者(以下の要件にすべて該当する方)
- 1) 大分県内に居住している方
- 2) 1年以内に保健所若しくは委託医療機関
または市町村の健康増進事業の肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方
- 3) 医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- 4) 過去に精密検査を受けたことがない方
- 5) フォローアップに同意した方

②定期検査事業(年度内2回(但し、初回精密検査の検査回数を含む。))

- 対象者(以下の要件にすべて該当する方)
 - 1) 大分県内に居住している方
 - 2) 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がんの患者
 - 3) 医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
 - 4) 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない方
 - 5) 住民税非課税世帯に属する者(無料)又は市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の世帯に属する者(自己負担限度額 慢性肝炎3千円、肝硬変・肝がん6千円。)
 - 6) フォローアップに同意した方
- ※診断書等、申請に必要な書類作成に関する費用は助成対象外となります。
必ず、県からの還付額と必要経費を比較して申請について判断してください。

肝炎治療受給者証発行状況（H20～H28年度）

※H28.12月末現在

			H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度 H28.12月 末	延べ件数
核酸アナ ログ製剤 治療	B型	新規			521	154	117	140	136	110	85	1,263
		更新				462	562	634	712	778	741	3,889
	計			521	616	679	774	848	888	826	5,152	
インター フェロン 治療	B 型		5	7	5	4	10	12	2	2	3	50
	C 型		598	314	380	205	207	211	211	9	0	2,135
	計		603	321	385	209	217	223	213	11	3	2,185
インター フェロン フリー治 療	C型慢性肝炎								229	888	393	1,510
	代償性肝硬変 (C型)								103	384	61	548
	計								332	1,272	454	2,058
合 計			603	321	906	825	896	997	1,393	2,171	1,283	9,395

肝炎治療医療費助成に係る様式の改正及び 個人番号（マイナンバー）利用の開始について

●平成28年12月2日付け健康第2405号でお知らせ（別添参照）

個人番号利用事務に肝炎治療医療費の助成事務を追加したため。

（内 容）下記の様式に個人番号記入欄を追加

- ・ 第1号様式（交付申請書（新規））
- ・ 第3号様式の2（交付申請書 核酸アナログ製剤治療（更新））
- ・ 第4号様式（変更届）

※核酸アナログ製剤治療に係る更新申請手続きの案内には改正様式及び次ページのチラシを同封

改正様式はホームページに掲載しています。

平成29年2月1日以降は、改正後の様式を利用するように
お願いします。



肝炎治療受給証申請手続きに マイナンバーが必要になりました

本人確認のため、申請時には、下記のものが必要となります。

●申請者本人が窓口に来る場合 ①または②のいずれか

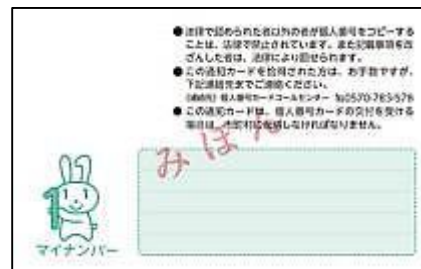
- ① (1)本人の通知カードまたは個人番号付きの住民票 (番号確認)
 (2)本人の運転免許証またはパスポートや障害者手帳等 (身元確認) } 1セット

通知カード

平成27年末頃ご自宅に届いているものです。



(表面)



(裏面)

※ 運転免許証、パスポート、障害者手帳等がない場合は、保険証と年金手帳等の書類を2つ以上お願いします。

- ② (1)本人の個人番号カード (番号確認と身元確認ができます)

個人番号カード

申請書により交付されるものです。



(表面)



(裏面)

●代理人が窓口に来る場合

- (1) 申請者の個人番号がわかるもの (申請者の通知カードの写し、個人番号通知の写し、等)
 (2) 代理人の身元確認ができるもの (代理人の個人番号カードや運転免許証等)
 (3) 代理権の確認ができるもの (委任状：申請書の委任欄に記入してください)

参考：

「肝炎治療に対する医療費助成制度」（大分県HPに掲載 肝炎治療費助成制度「制度のパンフレット」）追加事項

●医療費を助成する期間と助成額

医療費の助成期間は助成開始から原則1年以内（※1）で治療予定期間に即した期間とし、原則として申請書の受理日の属する月の初日から起算するものとします。

●申請に必要な書類

①肝炎治療受給者証交付申請書（申請者が記入）※マイナンバーの記載が必要になりました

②医師の診断書（主治医が記入します）

③患者さんの氏名が記載された健康保険証等の写し

④患者さんが属する世帯の全員について記載のある住民票の写し

（発行：お住まいの市町村）

⑤世帯の全員について市町村民税課税年額を証明する書類

（発行：お住まいの市町村）

※市町村民税額合算対象除外希望者がいる場合は、別途必要な書類があります。

⑥本人確認のための書類

・申請者のマイナンバー（個人番号）の確認（例）個人番号カード、通知カード、個人番号付きの住民票等

・申請書を提出する方の身元確認（例）個人番号カード、運転免許証、パスポート

肝炎医療コーディネーターについて

肝炎医療コーディネーターについて

<肝炎対策基本指針の改正(平成28年6月30日)>

項目	改正のポイント
人材育成	○ 都道府県等における、地域や職域で肝炎の普及啓発や、肝炎ウイルス検査の受検勧奨、陽性者のフォローアップ等の支援を行う <u>肝炎医療コーディネーターなどの人材育成の取り組みを強化。</u>

第5の(2)のイ

「国は、地方公共団体と連携して、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎治療を受けられるよう、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等の支援を地域や職域において中心となって進める人材の育成を推進する。」



「地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、地域や職域において肝炎の普及啓発、受検勧奨や肝炎ウイルス検査後のフォローアップ等の支援を進める肝炎医療コーディネーター等の人材の育成に取り組む。この際、肝炎医療コーディネーターの基本的な役割や活動内容等について、国が示す考え方を踏まえ、都道府県等においてこれらを明確にした上で育成を進めることが重要である。」

肝炎医療コーディネーターについて

- （地域肝炎治療コーディネーターは）医療職のみならず、様々な職種の方が参加され、様々な活動を行っているが、反面、活動実態が不明であったり、フォローアップが不十分であるなど必ずしも活用が十分でない状況がある。
- 幅広い活用が図られるという観点から、名称を「地域肝炎治療コーディネーター」から「肝炎医療コーディネーター」と変更。
- 活動目的や内容、役割等について明示したうえで、都道府県において要綱等を定め、その養成、活用が一層推進するようにする。

（H28. 9. 27肝炎対策地域ブロック戦略合同会議資料より抜粋）



今後、国から肝炎治療コーディネーターの養成・活用について考え方が示される予定。それを踏まえて、活動目的や内容、役割、養成に対する方針など県として平成29年度に要綱を定める予定。

身体障害者手帳の認定基準の見直しについて